5　償還金の支払の猶予

法第一八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予は、訴訟の援助として訴訟に関する費用の立替えを受けた者（以下5及び8において「債務者」という。）が㈠又は㈡に該当し、かつ、当該償還金を支払うことが一時的に困難となっていると認められる場合（債務者が法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けている場合にあっては、当該償還金を支払うことができる見込みがないと認められる場合を含む。）に限り、行うものとすることとした。

㈠　債務者に係る訴訟について、その者の敗訴が確定した場合

㈡　債務者に係る訴訟について、英国から給付を受けた訴訟に関する費用に相当する費用の額が当該訴訟について政府の立て替えた訴訟に関する費用の額より少ない場合（第五条関係）

6　償還金の分割支払

防衛大臣は、法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行う場合には、当該償還金の額を適宜分割してその支払期限を定めることができるものとすることとした。（第六条関係）

7　支払期限後における償還金の支払の猶予

防衛大臣は、償還金の支払期限（法第一八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予後の支払期限及び6により定められた支払期限を含む。）後においても、当該償還金について法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行うことができるものとすることとした。この場合においては、既に発生した支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとすることとした。（第七条関係）

8　立替金の償還の免除

法第一八条ただし書の規定による立替金の償還の免除は、同条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者以外の債務者にあっては、5の㈠又は㈡に該当し、及び償還金の支払期限において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に、法第一八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者にあっては、当初の支払期限から一〇年を経過した後において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に限り、行うものとすることとした。（第八条関係）

9　財務大臣への協議

防衛大臣は、法第一八条ただし書の規定により償還金の支払を猶予し、又は立替金の償還を免除しようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとすることとした。（第九条関係）

10　附則

㈠　防衛省組織令（昭和二九年政令第一七八号）について所要の改正を行うものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

政令

民法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年八月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十一号

民法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。ただし、同法第二条中不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定の施行期日は、令和八年二月二日とする。

法務大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年八月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百五十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二を次のように改める。

二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）

(1)　土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの

(i)　粘土、アンダルーサイト、カイアナイト、シリマナイト、ムライト、シャモット及びダイナスアース

(ii)　白亜

(iii)　けいそう土その他これに類するけい酸質の土

(iv)　大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター

(v)　ドロマイト

(vi)　天然の炭酸マグネシウム

(vii)　天然石膏（こう）及び天然無水石膏（こう）

(viii)　石灰石その他の石灰質の岩石